

1. 会合名	自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ（第 83 回）
2. 日 時	2020 年 11 月 9 日（月）午後 1 時～ 1 時 20 分
3. 議 案	<p>1. 金融取引の代理等のあり方について</p> <p>2. その他</p>
4. 主な内容	<p>1. 金融取引の代理等のあり方について</p> <p>金融庁の金融審議会市場ワーキング・グループより、本年 8 月 5 日に公表された報告書では、超高齢社会における金融業務のあり方の一つとして、金融取引の代理等のあり方について、業界団体における指針の策定が期待される旨が記載された。</p> <p>現状、既に多くの協会員において各社の判断で対応が行われている中、業界として一律の指針を策定することは容易ではないと考えられるが、仮に本協会において代理等のあり方について検討を行う場合には、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく取引時確認や、本協会における「協會員の投資勧誘及び顧客管理等に関する規則」における仮名取引の受託の禁止等の規定とも調和を図りつつ考え方を整理する必要がある。こうした状況を踏まえ、事務局より資料に基づき説明が行われた。</p> <p>本ワーキング・グループ終了後、委員会社に対し、各社の金融取引の代理等のあり方についてアンケートを実施し、各社の回答を踏まえ、目線合わせを実施すべきか否かを含めて金融取引の代理等に関する考え方を整理することとなった。</p> <p>2. その他</p> <p>前回ワーキング・グループにでは、「インターネット取引において留意すべき事項について（ガイドライン）」を廃止する方向であることを説明し、その後、本件の是非について意見募集を実施していたが、期間中、特段の意見は寄せられなかったことから、同ガイドラインについては、事務局における所定の手続きを経て廃止することが報告された。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
5. その他	※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。